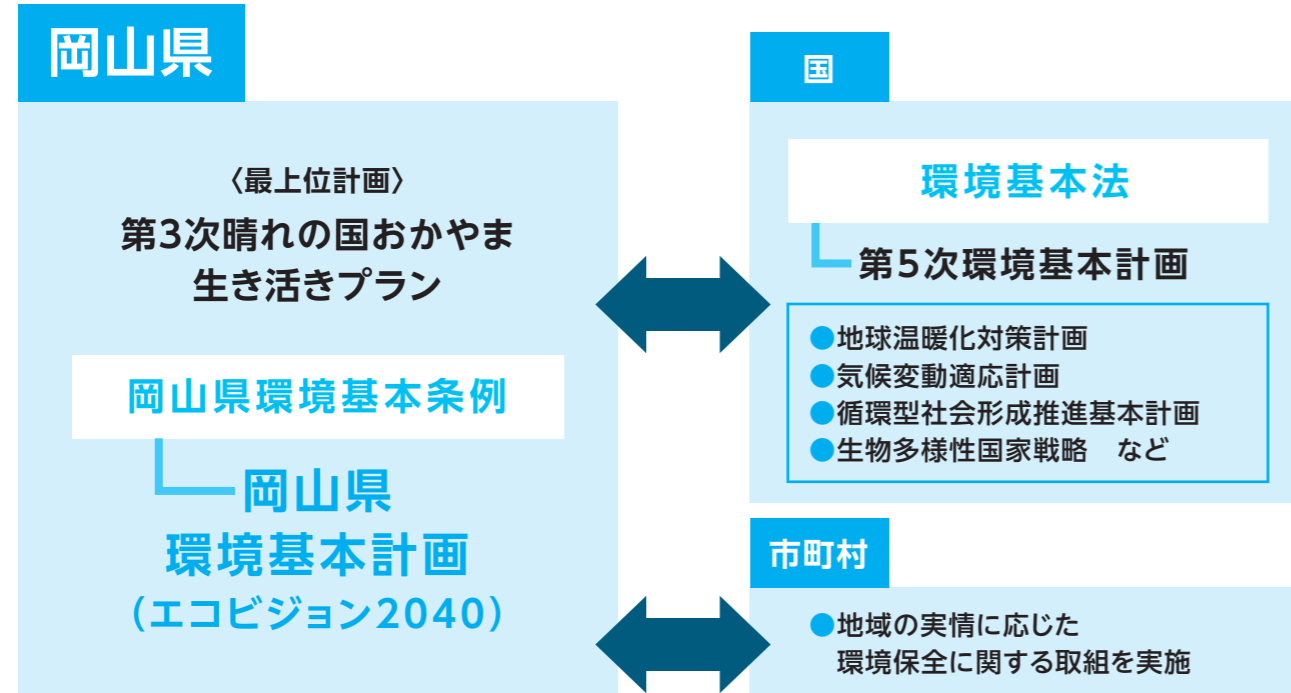


計画の位置づけ・構成

<位置づけ>



環境基本法

第3条

環境の保全は、(中略)現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行わなければならない。

第7条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

<構成>

第1章 基本的事項

- | | | |
|--------------|---------|---------|
| 1 計画の目的と位置づけ | 2 計画の期間 | 3 計画の構成 |
|--------------|---------|---------|

第2章 環境を取り巻く情勢と課題

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1 世界の情勢と課題 | 2 国内の現状と課題 | 3 県内の現状と課題 |
|------------|------------|------------|

第3章 目指す姿

- | |
|--|
| 1 目指す将来の姿 「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」～ 山から海まで 豊かな岡山を 次世代へ ～ |
| 2 目指す姿の具体的なイメージ |

第4章 具体的な取組

基本目標	I 気候変動対策(緩和・適応)の推進	II 循環型社会の形成
	III 安全・安心な生活環境の保全と創出	IV 自然と共生した社会の形成
横断的な視点	I 環境の未来を支える担い手づくり	II 環境の未来を創る経済振興

第5章 計画の進め方

- | | |
|--------|---------------------|
| 1 推進体制 | 2 取組の内容に応じた実施方法等の工夫 |
|--------|---------------------|

ECO VISION 2040

岡山県環境基本計画
エコビジョン2040

第2章

環境を取り巻く情勢と課題

1 世界の情勢と課題

～地球規模の課題・世界的な環境問題と対策への動き～

(1) 気候変動

国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)*の「第5次評価報告書(平成26(2014)年)」によると、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、また、人為起源の発生源の二酸化炭素*累積排出量と世界平均気温の変化量の間、ほぼ比例関係があることが明らかになっています。

これを踏まえ、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において「パリ協定*」が採択され、国際的な気候変動への対応として、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分下方に抑えるとともに1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ*を目指すこと、とされました。

各国は、「パリ協定」に基づき、それぞれ排出量削減の目標を掲げ、令和2(2020)年からは本格的な運用の段階に入っていますが、目標である「2℃未満、可能な限り1.5℃」の目標を達成するためには、すべての国のより一層の削減努力が必要とされており、令和3(2021)年開催予定のCOP26*では、各国の取組の状況や削減目標の見直しなど、活発な議論が交わされる見込みです。

また、新型コロナウイルス感染症の発生・拡大は、世界中の人々の生活や経済活動に大きな影響を及ぼすところとなっており、今後、気候変動対策をはじめとする環境対策を進めていくに当たっては、そうした影響や変化を踏まえることも必要です。

TOPICS

地球温暖化の現状

IPCCは、平成30(2018)年10月、「1.5℃特別報告書」*を公表しています。

*気候変動に関連する特定のテーマに対して、科学的・技術的な評価を行うもの。「パリ協定」を背景に、国連気候変動枠組条約の要請を受け、作成・報告された。

その報告書の主なポイントは、次のとおりです。

●気候変動は、既に世界中の人々、生態系*及び生計に影響を与えている。

- 工業化以降、人間活動は約1℃の地球温暖化をもたらしている。
- 現在の進行速度では、地球温暖化は2030～2050年に1.5℃に達する。

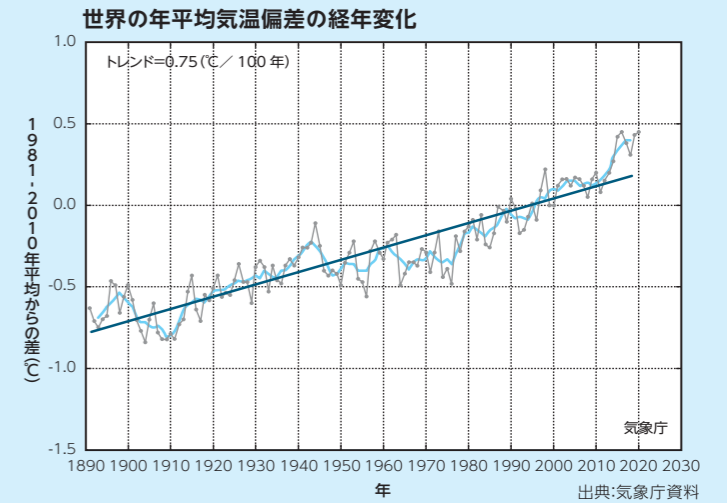
●地球温暖化を1.5℃に抑制することは不可能ではない。しかし、社会のあらゆる側面において前例のない移行が必要である。

- CO₂排出量が2030年までに45%削減され、2050年頃には正味ゼロに達する必要がある。
- メタンなどのCO₂以外の排出量も大幅に削減される必要がある。

[*]の用語は、参考資料:用語集(P82～P97)で詳しく解説しています。第2章では、関係各府省のホームページ、その他国の機関の図書・データを参考としています。

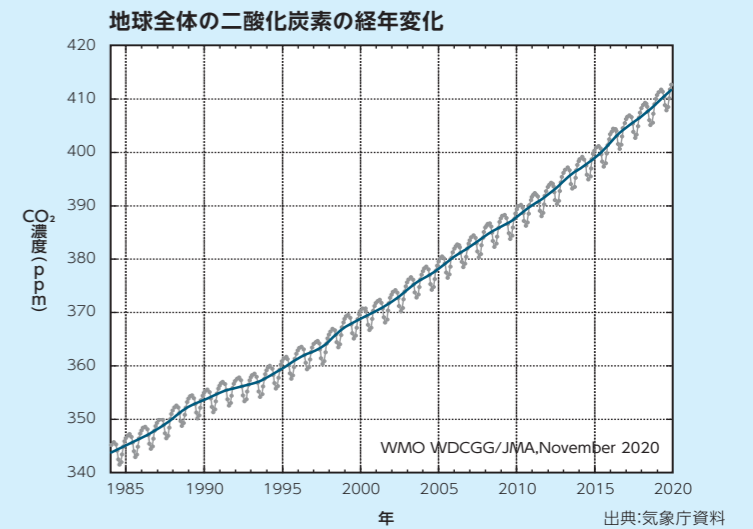
世界の平均気温

世界気象機関(WMO)*は、2020年の世界平均気温が、1850年～1900年の気温を1.2(±0.1)℃上回り、14.9℃になったと発表しました。これは、2016年、2019年と並び、観測史上最も高いということです。



世界の二酸化炭素濃度

温室効果ガス世界資料センター(WDCGG)*の解析による令和元(2019)年の世界の平均濃度は、前年と比べて2.6ppm*増えて410.5ppmとなっており、工業化(1750年)以前の平均的な値とされる278ppmと比べて、48%増加しています。



(2) 生物多様性*の低下

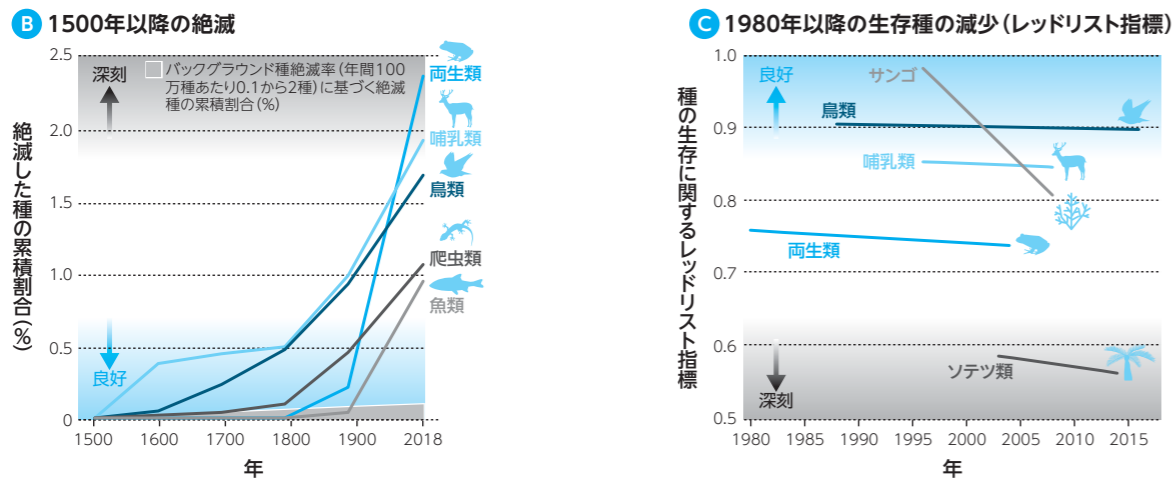
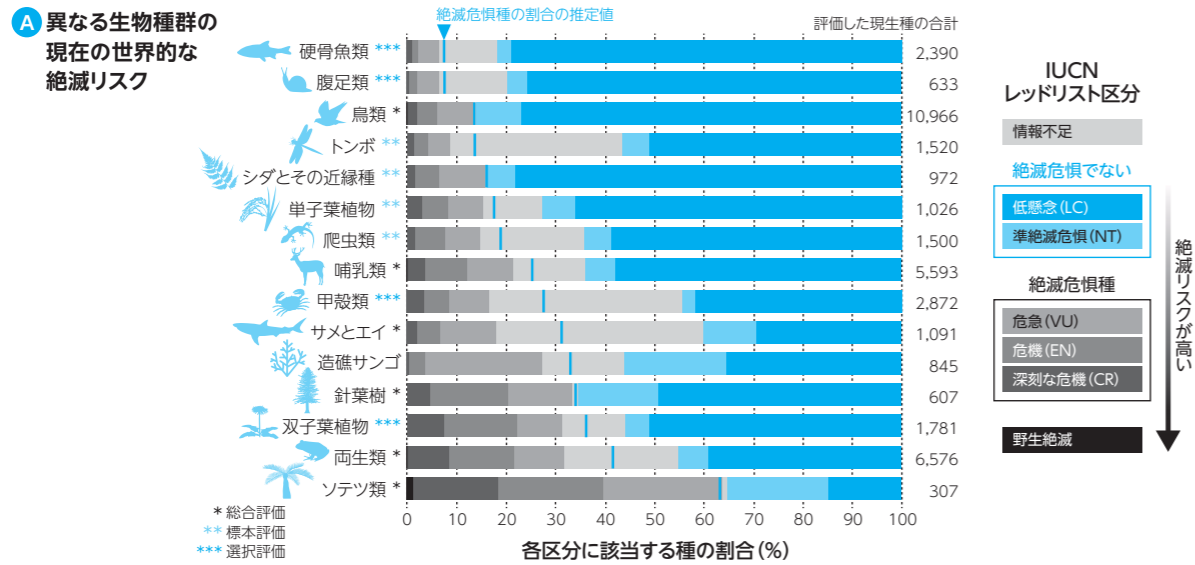
地球環境の変化や無秩序な開発により、生物多様性が失われつつあり、この状況がこのまま続けば、それに伴う広範な生態系サービス(人々が生態系から得ることができる食料、水、気候の安定などの様々な便益)の低下が生じる可能性が高いと指摘されています。

こうした現状に鑑み、平成22(2010)年10月に愛知県で開催された生物多様性条約*第10回締約国会議(COP10)において、「生物多様性戦略計画2011-2020*及び愛知目標*」が採択され、その中で、令和32(2050)年までの長期目標(Vision)として「自然と共生する世界」の実現が、また令和2(2020)年までの短期目標(Mission)として「生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急な行動の実

施」が、それぞれ掲げられました。

併せて、この短期目標を達成するため、5つの戦略目標と、その下に位置づけられる平成27(2015)年又は令和2(2020)年までの20の個別目標(愛知目標)が定められ、各国において取組が進められていますが、現状では目標の達成は厳しく、令和3(2021)年に開催予定のCOP15*では、そうした状況も踏まえ、愛知目標の最終評価とともに、新たな生物多様性枠組が採択される見込みです。





評価対象の生物種のうち高い割合で絶滅危惧種であり、傾向は全体的に悪化していて、絶滅速度は過去100年間で急上昇している。
 国際自然保護連合(IUCN)作成の絶滅のおそれのある種のレッドリスト(レッドリスト:Red List of Threatened Species)に記載されている絶滅危惧種が各分類群の中で占める割合。総合評価、標本(サンプル)評価、一部の選択的な評価の3通りのいずれかで評価した結果。情報不足の種の絶滅リスクは情報がある種と同程度と仮定して、絶滅危惧種の割合の最良推定値(青色の縦線)の小さい分類群から順に記載。
 1500年以降の脊椎動物の絶滅種の割合。爬虫類と魚類の割合は全種評価に基づくものではない。
 IUCNレッドリスト評価が2回以上行われた分類群の種の生存に関するレッドリスト指標(Red List Index)。全種が低懸念(Low Concern)区分の場合の値が1、全種が絶滅(Extinct)区分の場合の値が0。出典:IPBESの地球規模評価報告書 政策決定者向け要約より岡山県作成

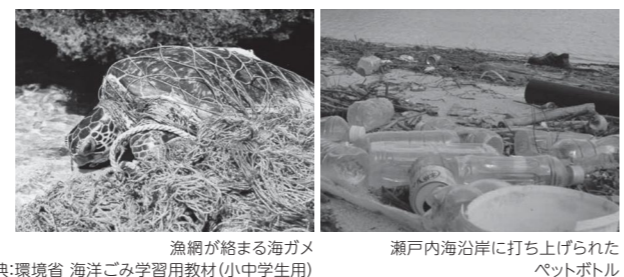
(3) 海ごみによる海洋汚染

マイクロプラスチック*などの海ごみによる海洋汚染の問題が国際的な課題となる中、令和元(2019)年6月に開催されたG20*大阪サミットにおいて、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を令和32(2050)年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が関係各国の間で共有されました。

また、これと併せて、平成29(2017)年のG20で採択された「海ごみ行動計画」の効果的な実施に向け、適正な廃棄物管理や海洋プラスチックごみの回収、イノベーションの展開など自主的な取組を実施するとともに、科学的知見の共有や多様な関係者の関わりなどG20各国間の協調や、G20以外への展開等

を内容とする「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が支持されています。

貴重な海洋資源・海洋生態系を守るため、深刻化する海洋汚染の現状について、各国が認識を共有し、連携・協力のもとでこの課題に向き合い、早急に対策を講じていくことが求められています。



漁網が絡まる海ガメ 瀬戸内海沿岸に打ち上げられたペットボトル
 出典:環境省 海洋ごみ学習用教材(小中学生用)

(4) SDGs-国際社会の普遍的な目標-

SDGs(持続可能な開発目標)は、平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている「2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す」国際目標です。

SDGsは、「気候変動(気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる)」など17の目標(ゴール)と169のターゲットから構成

成され、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。そして、目標の達成に向け、令和2(2020)年1月には「SDGs達成のための10年」がスタートしました。

こうしたSDGsの考えは、各国の企業経営者や若者など幅広い層に広がりつつあり、これに伴い、環境問題への関心や環境配慮の意識が一層高まり、各主体による積極的な取組へとつながることも期待されるようになって

持続可能な開発目標(SDGs)

2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標。(その下に、169のターゲット、232の指標が決められている。)

1 貧困 貧困をなくそう	2 飢餓 飢餓をゼロに	3 保健 すべての人に健康と福祉を	4 教育 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー ジェンダー平等を実現しよう	6 水・衛生 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギー エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 成長・雇用 働きがいも経済成長も	9 インノベーション 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 不平等 人や国の不平等をなくそう	11 都市 住み続けられるまちづくりを	12 生産・消費 つくる責任 つかう責任
13 気候変動 気候変動に具体的な対策を	14 海洋資源 海の豊かさをまもろう	15 陸上資源 陸の豊かさもまもろう	16 平和 平和と公正をすべての人に	17 実施手段 パートナーシップで目標を達成しよう	

普遍性	先進国を含め、全ての国が行動
包摂性	人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」
参画型	全てのステークホルダーが役割を
統合性	社会・経済・環境に統合的に取り組む
透明性	定期的にフォローアップ

前身: ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)

- 2001年に国連で専門家間の議論を経て策定。2000年に採択された「国連ミレニアム宣言」と、1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合したもの。
- 発展途上国向けの開発目標として、2015年を期限とする8つの目標を設定。(①貧困・飢餓、②初等教育、③女性、④乳幼児、⑤妊産婦、⑥疾病、⑦環境、⑧連帯)
- MDGsは一定の成果を達成。一方で、未達成の課題も残された。
- 極度の貧困半減(目標①)やHIV・マラリア対策(同⑥)等を達成。
- 幼児や妊産婦の死亡率削減(同④、⑤)は未達成。サブサハラアフリカ等で達成に遅れ。

環境
人権
平和

【参考】持続可能な開発目標(SDGs)の詳細

目標1(貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2(飢餓)	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3(保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4(教育)	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

目標5(ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。
目標6(水・衛生)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7(エネルギー)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8(経済成長と雇用)	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
目標9(インフラ、産業化、イノベーション)	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10(不平等)	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11(持続可能な都市)	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12(持続可能な生産と消費)	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13(気候変動)	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14(海洋資源)	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15(陸上資源)	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16(平和)	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17(実施手段)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

出典:外務省資料

～環境に配慮した企業活動への関心の高まり～

環境政策を強化する各国政府の動きとともに、企業・事業所では、より環境負荷の少ない製品の開発やESG投資*の拡大など、環境を重視した企業経営や事業展開へのシフトが活発になってきており、また、消費行動においても、そうした商品やサービス、企業の取組を評価し、積極的に選択する傾向が高まりつつあります。

世界経済フォーラム*の令和2(2020)年1月の年次総会で発表された「グローバルリスク報告書2020」においても、同年の発生可能性が高いリスクや負の影響が大きいリスクとして、「気候変動」や「異常気象」、「生物多様性の喪失」などが挙げられており、関心の高さがうかがえるところです。

TOPICS

感染症の発生・拡大への対応

令和元(2019)年12月に中国で確認された新型コロナウイルス感染症は、その後、ヨーロッパなど世界各国に広がり、令和2(2020)年1月、世界保健機関(WHO)は「緊急事態」を宣言し、これを受け、各国は都市封鎖や国境閉鎖など感染拡大防止の対策を強化するなど、人々の日常生活や経済活動は大幅に制限される事態となりました。

各国・地域によって状況や対応が異なる面はあるものの、全体として、現在(令和3(2021)年2月)まで感染者数は増減を繰り返しています。

日本も同様に、令和2(2020)年1月に最初の患者が報告されて以降、未だ収束が見通せない現状の中、人々の間には感染防止対策を講じた「新しい生活様式」の普及・定着が図られつつあり、行政全般においても、施策の検討や事業の進め方など、社会の大きな変化を踏まえた見直しや工夫が必要となっています。

環境保全の取組も、本計画に掲げる目標や、個々の取組の進め方・実施手法等について、逐次変化する状況を踏まえながら、現実に即し、柔軟に運用していくことが求められています。

2 国内の現状と課題

～変化する社会情勢や今日的な課題、環境政策の方向性～

(1)人口減少、少子化・高齢化の進行

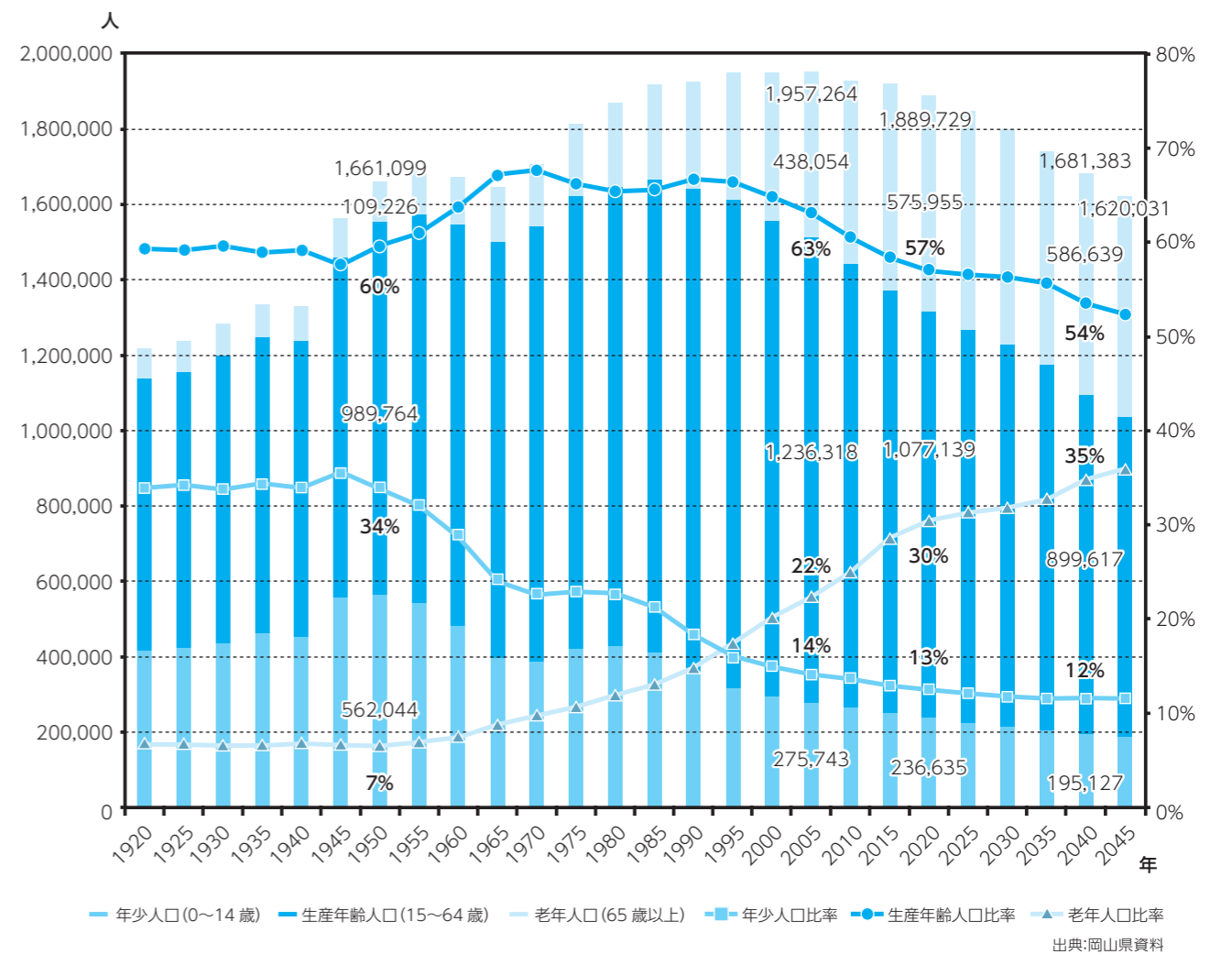
我が国は、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」等によると、我が国の将来人口は、毎年の減少スピードが、2020年代初頭の年50万人程度から、2040年代頃には年90万人程度に加速し、総人口は、令和22(2040)年は1億1,092万人、令和42(2060)年には9,284万人にまで落ち込むとされています。特に年少

人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)の減少が顕著になる一方、増加する高齢者人口(65歳以上)は令和24(2042)年にピークを迎え、同年の高齢化率は36.1%と推計されています。

本県においても同様に人口減少が進み、令和27(2045)年には約162万人(高度経済成長期以前と同程度)になると推計されています。

岡山県の人口推移(1920～2045年)



(2) 人口の偏在と地域の担い手の減少

人口の減少に加え、人口の地域的な偏在も課題となっています。

とりわけ農村部などの中山間地域*では、都市部への若年層の流出によって地域の担い手が減少し、地域コミュニティの維持・存続といった社会的な課題とともに、地域の環境保全の面でも深刻な影響を与えています。

例えば、農林業の担い手の減少により、荒廃農地*(耕作放棄地)の増加や森林の荒廃が

進む、里地・里山*などの豊かな自然が失われて生物多様性の低下・損失を招く、増加する空き家が景観を損ねるとともに処分されないまま廃棄物として放置される、など懸念されるところです。

こうした人口の減少や地域偏在に歯止めをかける対策を進めると同時に、既に起きている環境への影響を踏まえ、その改善・回復に向けた取組を進めることが急務となっています。

(3) 頻発する大規模な豪雨災害

近年、世界各地で、大雨による洪水や干ばつなどの自然災害が毎年のように起きており、国内でも、豪雨による災害が頻発しています。

気象庁は、こうした災害について、「背景にある地球温暖化の影響を考慮する必要がある」としており、過去の観測データの解析から、次のように述べています。

- 1日の降水量が200ミリ以上という大雨を観測した日数は、増減を繰り返しながらも長期的には明瞭な増加傾向を示している。
- “滝のように降る”1時間あたり50ミリ以上

の短時間の強い雨の頻度が長期的な増加傾向にあるなど、雨の降り方に変化が見られる。

また、こうした極端な気象・気候現象は、今後地球温暖化が進行すればさらに増加していくと予測されている、とも記しています。

環境保全の取組を含む様々な行政施策においては、こうした気象・気候の変化を認識し、大規模災害のリスクや備えを念頭に進めていく必要性が高まっていると言えます。

平成30年7月豪雨への影響 (気象庁報道発表資料抜粋)

気象庁は、平成30(2018)年8月10日に公表した『平成30年7月豪雨』及び7月中旬以降の記録的な高温の特徴と要因についての中で、平成30年7月豪雨に関し、次のように述べています。

- 西日本から東海地方を中心に広い範囲で数日間大雨が続き、その総雨量は1982年以降の豪雨災害時の雨量と比べて極めて大きいものとなりました。
- 7月5日から8日にかけては、西日本付近に停滞した梅雨前線に向けて、極めて多量の水蒸気が流れ込み続けるとともに、局地的には線状降水帯が形成されました。
- この広域で持続的な大雨をもたらした要因は、梅雨前線が、非常に発達したオホーツク

海高気圧と日本の南東に張り出した太平洋高気圧との間に停滞したことです。それぞれの高気圧の強まりには上層の寒帯前線ジェット気流及び亜熱帯ジェット気流の大きな蛇行が持続したことが影響しました。

- なお、今回の豪雨には、地球温暖化に伴う水蒸気量の増加の寄与もあったと考えられます。



平成30年7月豪雨

(4) 国の方針・計画

<環境政策の方向性>

国では、環境保全に関する条約や国際的な方針等を踏まえ、環境政策に関する法律や計画等を定めており、地方自治体の取組も含め、各種施策を進める上での基礎となっています。

●環境基本計画 (第5次計画、平成30(2018)年4月)

国の環境基本計画では、環境基本法や累次の計画と同様に、「持続可能な社会」を基本的な方向性として示しており、第5次計画で目指

すべき「持続可能な社会」の姿として、次のように記述しています。

「持続可能な社会」の姿

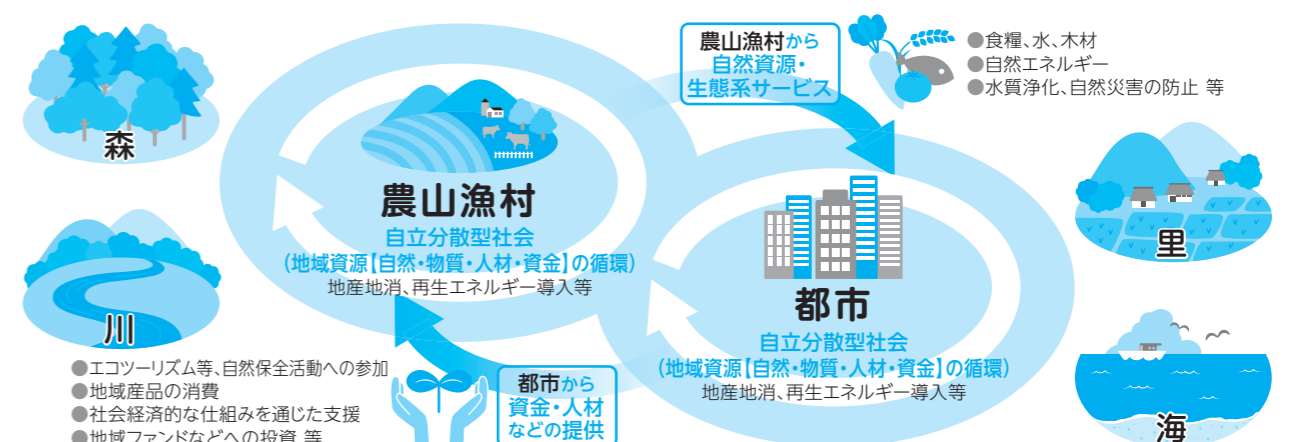
経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現する循環共生型の社会。

そして、この「持続可能な社会」の構築にあたり、今後の環境政策が果たすべき役割は、経済社会システムやライフスタイル、技術といったあらゆる観点からイノベーションを創出すること、また、深刻化・複合化する環境・経済・社会の諸課題の同時解決を実現すること、と整理しています。

また、各々の地域が持続可能であることの重要性から、重点戦略の一つに「地域資源を活用した持続可能な地域づくり」を据え、「地域循環共生圏」の創造を目指すこととしています。

地域循環共生圏

各地域が、その特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク(自然的なつながり・経済的なつながり)を構築していくことで、新たなバリューチェーンを生み出し、地域資源を補完し支え合いながら、農山漁村も都市も活かしていくもの。



出典:環境省資料より岡山県作成

●地球温暖化対策計画と気候変動適応計画

IPCC第5次報告書を踏まえた国連の取組(「パリ協定」)を踏まえ、我が国としての「地球温暖化対策計画(平成28(2016)年5月)」及び「気候変動適応計画(平成30(2018)年11月)」が策定されました。これは、気候変動対策を進めていく上で、「緩和*」策と「適応*」策は車の両輪である、との考えのもと、「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10(1998)年)」及び「気候変動適応法(平成30(2018)年)」が制定され、それぞれの法律に基づく2つ

の計画を礎に、気候変動対策を着実に進めていく、とされているものです。

「地球温暖化対策計画」では、我が国の温室効果ガス*削減目標と目標達成のための施策が、また「気候変動適応計画」では、農業や健康、自然災害、都市インフラなど分野ごとの基本的な施策が、それぞれ示されています。

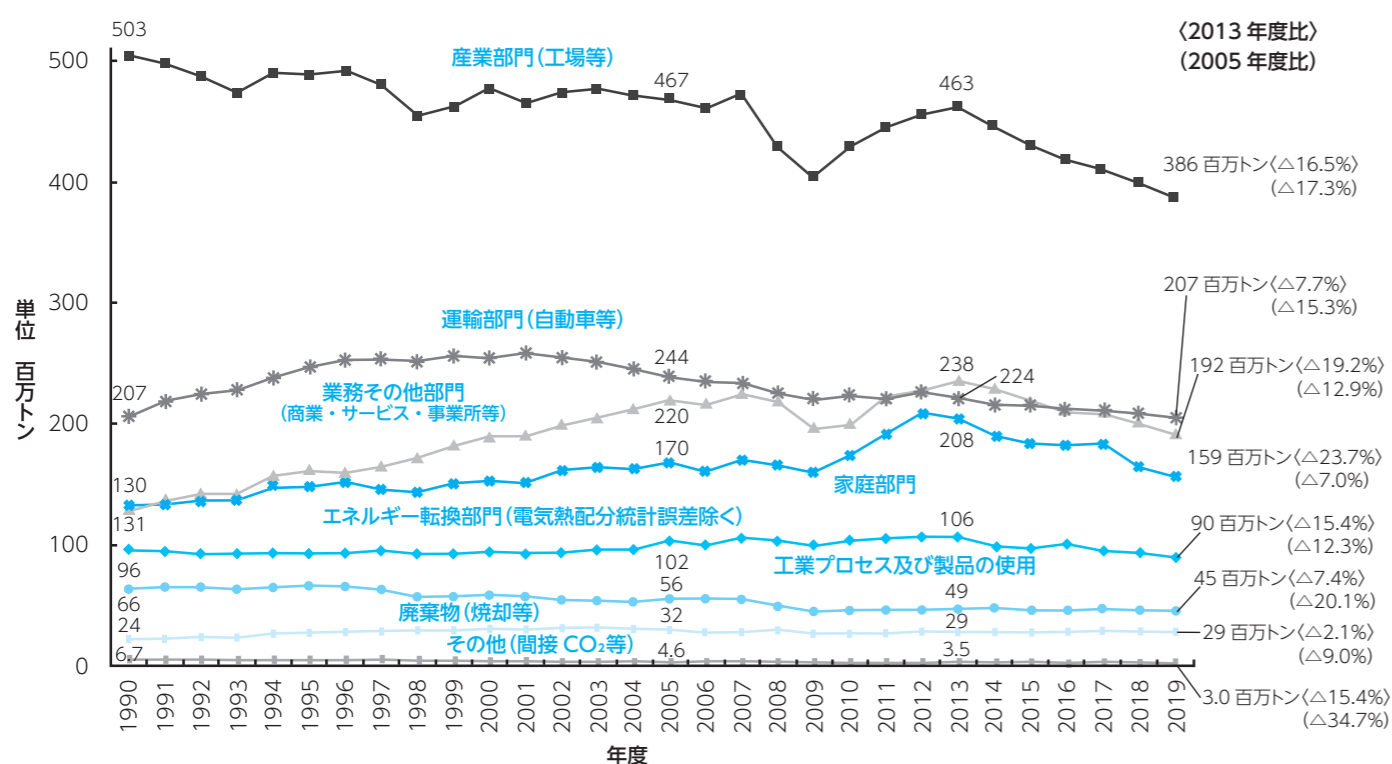
これらの法令や計画については、今後、脱炭素社会*の実現に向けた改正や見直しが行われる見通しとなっています。

我が国の温室効果ガス削減目標 ~「地球温暖化対策計画」抜粋~

国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度において、2013年度比26.0%減(2005年度比25.4%減)の水準にすることとする。



CO₂の部門別排出量(電気・熱配分後)の推移



出典:環境省 2019年度(令和元年度)の温室効果ガス排出量(速報値)についてより岡山県作成

●循環型社会*形成推進基本計画 (第4次計画、平成30(2018)年6月閣議決定)

循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会形成推進基本法に基づいて定められている計画で、概ね5年ごとに見直しが行われており、平成30(2018)年6月19日に第4次となる循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。

この計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げ、その実現に向けて概ね令和7(2025)年までに国が講ずべき施策が示されています。

~レジ袋の有料化~

また、プラスチックの過剰な使用の抑制を進める取組の一環として、プラスチック製買物袋の有料化を通じて消費者のライフスタイルの変革を促すため、消費者が商品の持ち運びに用いるためのプラスチック製買物袋(いわゆるレジ袋)の有料化が、令和2(2020)年7月1日から全国一律でスタートしました。



●海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

(令和元(2019)年5月変更閣議決定)

海岸漂着物等が海洋環境に深刻な影響を及ぼし、海洋ごみ対策に係る国際連携・協力の必要性が高まっていること等を踏まえ、平成30(2018)年6月に海岸漂着物処理推進法が改正されました。

これを受け、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針についても変更され、次の事項が追加されています。

- 海岸漂着物等の円滑な処理のため、内陸域から沿岸域までの流域圏で関係主体が一体となった対策を実施すること、漂流ごみや海底ごみについて、漁業者等の協力を得ながら処理を推進すること
- 海岸漂着物等の効果的な発生抑制のため、使い捨てのプラスチック製容器包装のリデュースなどによる廃プラスチック類の排出抑制、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、生分解性プラスチック*・再生材の利用の推進等を図ること

- マイクロプラスチックの海域への排出抑制を図るため、事業者による洗い流しスクラブ製品*に含まれるマイクロビーズ*の使用抑制、国による実態把握を推進すること
- 多様な主体の連携を図るほか、国際連携の確保や国際協力の推進のため、途上国の発生抑制対策の支援、地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築などを行っていくこと



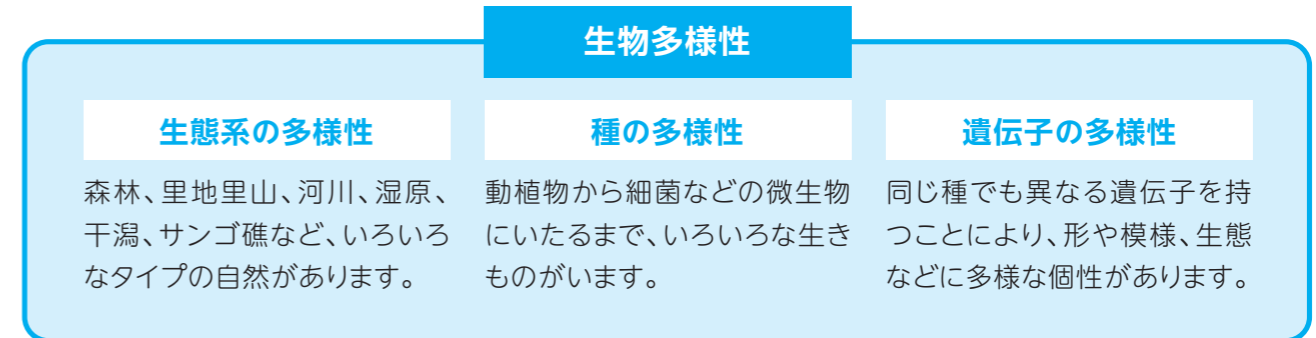
●生物多様性国家戦略 (「2012-2020」、平成24(2012)年9月閣議決定)

この戦略は、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。わが国では、平成7(1995)年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、これまでに4度の見直しが行われました。

現行の戦略は、平成24(2012)年に策定されたもので、平成22(2010)年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すため、「生物多様性国家戦略2012-2020」として閣議決定されました。

この戦略のポイントは次のとおりです。

- 愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを提示
- 令和2(2020)年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として、次の「5つの基本戦略」を設定
 - 1.生物多様性を社会に浸透させる
 - 2.地域における人と自然の関係を見直し・再構築する
 - 3.森・里・川・海のつながりを確保する
 - 4.地球規模の視野を持って行動する
 - 5.科学的基盤を強化し、政策に結びつける
- 今後5年間の政府の行動計画として約700の具体的施策を記載



生物多様性が私たちにもたらす恵み ～生態系サービス～

私たちの暮らしは、水や食料、安定した気候、芸術へのインスピレーションなど、多様な生物による生態系によって支えられており、これらの恵みを「生態系サービス」と呼んでいます。



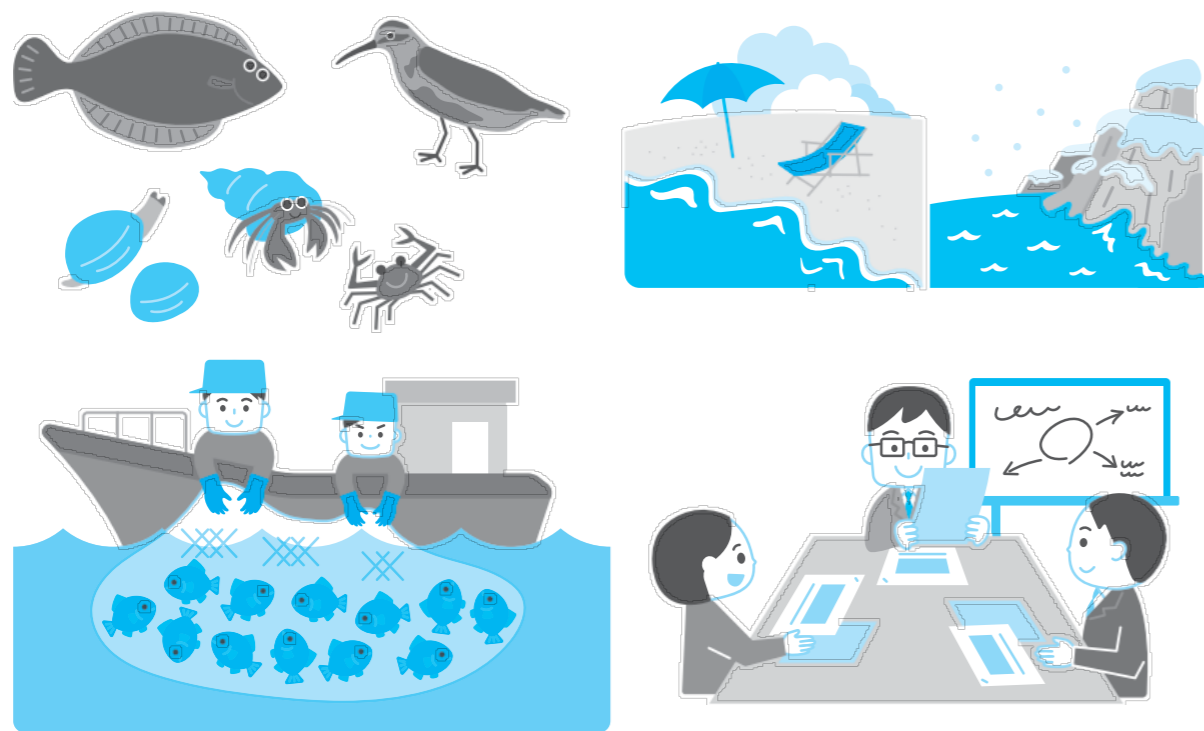
出典:環境省HP「自然の恵みの価値を計るー生物多様性と生態系サービスの経済的価値の評価ー」より岡山県作成

●瀬戸内海環境保全基本計画 (平成27(2015)年2月変更閣議決定)

この計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき政府が策定する、瀬戸内海の環境の保全に関する基本的な計画で、当初計画は昭和53(1978)年に閣議決定され、平成6(1994)年と平成12(2000)年に変更が行われました。

現行の計画は、平成27(2015)年に閣議決定されたもので、これまでの計画では、「水質の保全」と「自然景観の保全」の二つを目標としていましたが、湾・灘ごとや季節ごとの課題に対応し、多面的価値・機能が最大限に発揮された『豊かな瀬戸内海』を目指すという観点から、次のような大幅な変更が行われました。

- 生物多様性の観点から、藻場・干潟*等の保全を含んだ「沿岸域の環境の保全、再生及び創出」を新たに目標立て
- 水質保全に関して、水質汚濁防止のための保全に加え、地域性や季節性に合った水質の管理が重要であるため、水質保全の目標に「管理」の観点を追加
- 生物多様性の観点からも、水産資源が、生態系の構成要素であり、限りあるものであるため、「水産資源の持続的な利用の確保」を新たに目標立て
- 計画の適切な進捗管理のため、計画の期間を設け、施策の進捗状況について点検を行うことを明確化



<関連する国の方針等>

また、国においては、デジタル化に係る技術革新を背景に、IoT*やAI*を活用し、経済発展と環境問題を含む様々な社会的課題の解決の両立を図る、新たな社会システム(「Society 5.0*」)の構築を目指す考えを打ち出しているほか、令和3(2021)年度にはデジタル庁の新設を予定しています。

加速するデジタル化の流れや、感染症対策としての新たな生活様式への移行など、社会全体のあり方が大きく変わろうとする中、環境保全に関する施策の検討や具体的な取組の推進においても、こうした大きな変化を適切に捉え、それと連動させて考えていくことが肝要です。

TOPICS

脱炭素社会の実現に向けた国の動き

気候変動対策・地球温暖化対策が喫緊の課題となる中、2050年の脱炭素社会の実現に向けた世界的な気運の高まりを受け、我が国においても、国の方針や政

策が明確に示され、関連する法律や計画の見直しが議論されるなど、脱炭素社会の実現に向けた具体的な動きが活発になっています。

<国の動き>

- 令和2(2020)年10月 国会 首相の所信表明演説(グリーン社会の実現) ※抜粋・要約
「成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力」
「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言」
「脱炭素社会の実現に向けて、国と地方で検討を行う新たな場を創設するなど、総力を挙げて取り組む」

●令和2(2020)年12月

- 成長戦略の実行計画の取りまとめ(令和2(2020)年12月1日)
第3章に「2050年カーボンニュートラルに向けたグリーン成長戦略」について記述
- グリーン成長戦略の策定(令和2(2020)年12月25日)
2050年カーボンニュートラルへの挑戦を「環境と経済の好循環」につなげるための産業戦略
- 国・地方脱炭素実現会議の立上げ(第1回会議:令和2(2020)年12月25日)
地域における2050年脱炭素社会の実現に向けたロードマップ及びそれを実現するための関係府省・自治体等の連携の在り方等について検討し、議論の取りまとめを行うことを目的に開催

●令和3(2021)年1月 国会 首相の施政方針演説(グリーン社会の実現) ※抜粋・要約

- 「もはや環境対策は経済の制約ではなく、社会経済を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す、その鍵となるもの」
「野心的イノベーションに挑戦する企業を、腰を据えて支援することで、最先端技術の開発・実用化を加速」
「2035年までに、新車販売で電動車100%を実現」
「世界に先駆けて、脱炭素社会を実現」

- 併せて、具体的な対策実施のための予算案を提示

●今後～関連する計画等の見直しの動き～

- 地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)の一部改正
地球温暖化対策計画の見直し
- エネルギー基本計画の見直し

3 県内の現状と課題

～これまでの取組の成果と課題～

(1) 地域から取り組む地球環境の保全

国の「地球温暖化対策計画（平成28（2016）年5月）」を踏まえ、県においても「岡山県地球温暖化防止行動計画*」の見直しを行い、平成29（2017）年3月に改定しました。

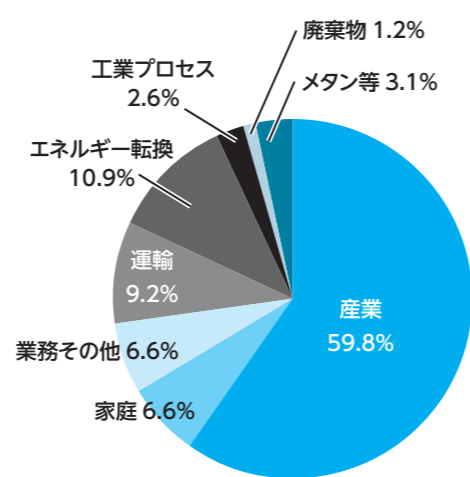
改定後の計画では、県内の温室効果ガス排出量について、計画の目標年次である令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で17.7%削減する目標を掲げています。

岡山県の温室効果ガス排出量（単位：万t-CO₂）

区分	基準年度 平成25年度 (2013年度)	〈速報値〉 平成30年度 (2018年度)	基準 年度比 増減率	構成 割合	
二酸化炭素	産業部門	3,267	2,727	△16.5%	59.8%
	民生部門	793	601	△24.2%	13.2%
	家庭	430	301	△29.9%	6.6%
	業務その他	363	300	△17.4%	6.6%
	運輸部門	445	418	△6.2%	9.2%
	エネルギー転換	456	497	9.1%	10.9%
	工業プロセス	136	120	△11.5%	2.6%
	廃棄物部門	99	53	△46.6%	1.2%
	計	5,196	4,416	△15.0%	96.9%
	メタン等	119	142	19.4%	3.1%
合計	5,315	4,558	△14.2%	100.0%	

*端数処理の関係で合計・比率等の計算が合わない場合がある。

岡山県の部門別温室効果ガス排出割合

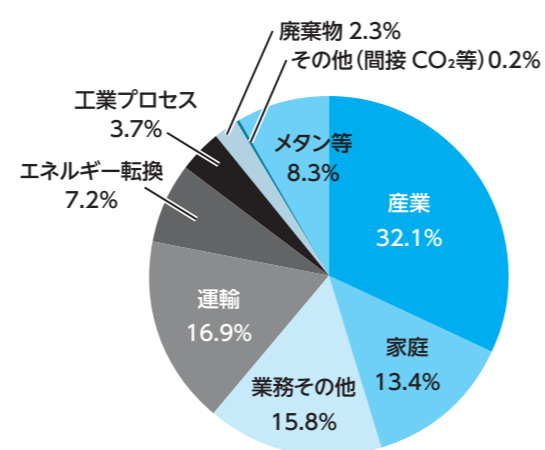


国の温室効果ガス排出量（単位：百万t-CO₂）

区分	基準年度 平成25年度 (2013年度)	平成30年度 (2018年度)	基準 年度比 増減率	構成 割合	
二酸化炭素	産業部門	463	398	△14.0%	32.1%
	民生部門	—	—	—	—
	家庭	208	166	△20.3%	13.4%
	業務その他	238	196	△17.6%	15.8%
	運輸部門	224	210	△6.2%	16.9%
	エネルギー転換	103	89.4	—	7.2%
	工業プロセス	48.8	46.4	△4.9%	3.7%
	廃棄物部門	29.4	29.0	△1.5%	2.3%
	その他(間接CO ₂ 等)	3.5	3.1	△11.5%	0.2%
	計	1,317	1,138	△13.6%	91.7%
メタン等	93	103	—	8.3%	
合計	1,410	1,240	△12.0%	100.0%	

*端数処理の関係で合計・比率等の計算が合わない場合がある。

国の部門別温室効果ガス排出割合



目標達成に向け、太陽光発電をはじめとする新エネルギー*の導入促進や、クールビズ*・ウォームビズ*、クールチョイス*など行動変容を促す運動やキャンペーン、機器導入支援等による省エネ型ライフスタイルの普及・定着、環境学習等を通じた意識の醸成、森林の保護による吸収源*対策などに取り組んできたところです。

これらにより、県内のエネルギー消費量は、一部の部門を除き目標を超えて削減が図られ、また、電気自動車等の普及台数や、アースキーパーメンバーシップ*やエコドライブ*などを通じて環境保全に参加する人が順調に増加・拡大するなど、成果が得られています。

しかし、温室効果ガス排出量・エネルギー消費量の削減については、業種(部門)によって困難さが異なったり、新エネルギーの導入においては、固定価格買取制度*改正などの影響等もあって伸び悩んだり、課題のある取組もみられます。

一方で、大規模な自然災害の頻発など深刻化する気候変動の影響も背景に、令和32

(2050)年に温室効果ガス排出ゼロを目指す動きが加速し、「ゼロカーボン宣言*」を行う自治体が全国に広まる中、本県も、令和2(2020)年7月、表明しました。

今後は、これら国内外の情勢や潮流を捉えるとともに、これまでの取組の状況を踏まえながら、より効果的な施策展開を図っていく必要があります。特に、温室効果ガス排出量の削減では、本県の産業構造を勘案したアプローチが求められ、また、新エネルギーの導入促進においては、地域特性に応じたポテンシャルの見極めや自家消費型・地域循環型の利用へのシフトなど、個々の事案に応じた検討が求められます。

また、こうした、温暖化に歯止めをかける「緩和」策とともに、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応」策についても並行して進めていかなければなりません。

県民や事業者等のすべての主体が、気候変動や地球温暖化の問題を自分ごととして捉え、危機感を共有しながら取り組むことが重要です。



(2) 循環型社会の形成

本県では、全国に先駆けて制定した岡山県循環型社会形成推進条例(平成13(2001)年)に基づき、各種施策を総合的・計画的に推進しているほか、岡山県廃棄物処理計画*により廃棄物・循環資源*に関する基本方向を定めるとともに、県民、事業者、処理業者、行政等の役割を明らかにし、3R*(リデュース・リユース・リサイクル)の推進による循環型社会の形成に向けた取組を実施しています。

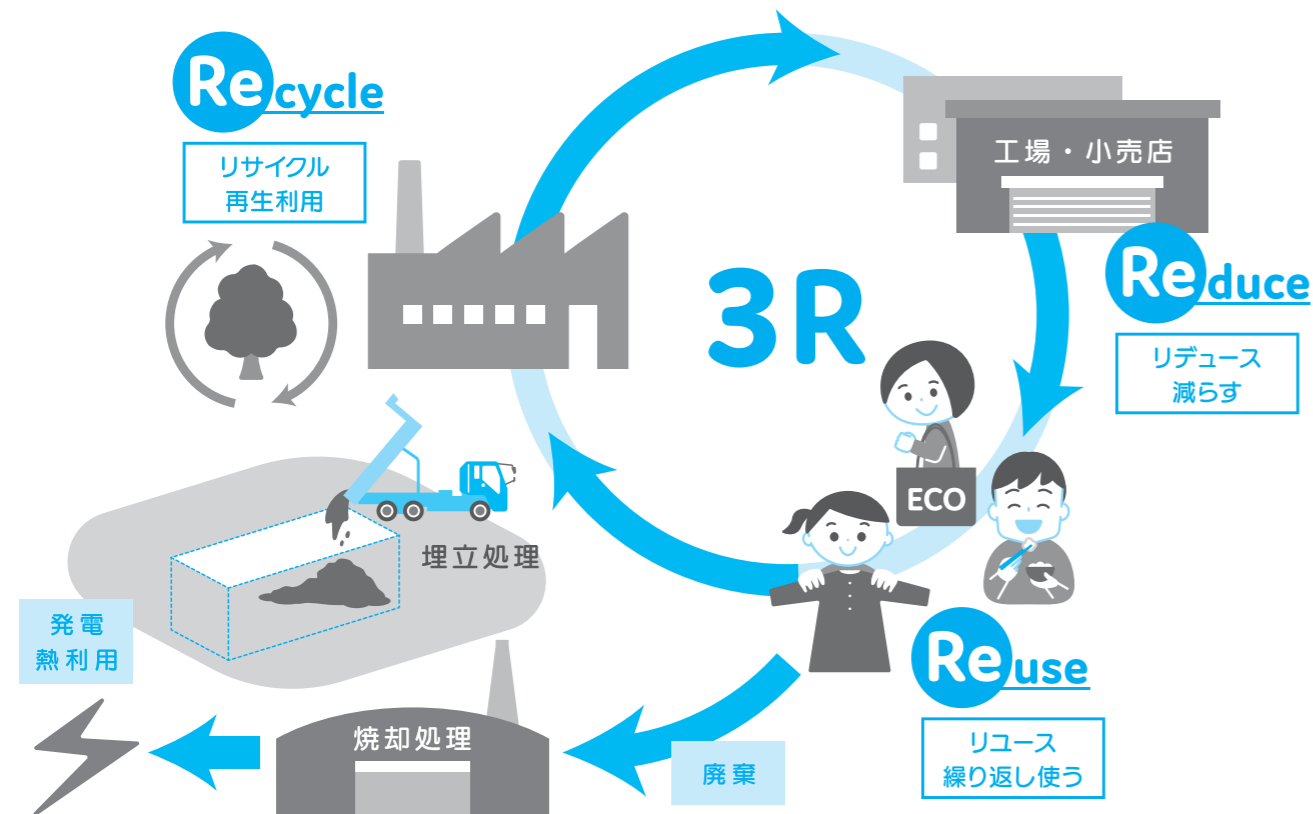
特に、産業廃棄物*については、税の賦課による発生抑制等の効果を期待し、平成15(2003)年に岡山県産業廃棄物処理税*条例を施行し、その税収を産業廃棄物の3Rの推進や不法投棄防止等の施策に充てています。

また、県民意識の醸成にも力を入れて取り組んでおり、「おかやま・もったいない運動*」や「マイバッグ運動*」、食べ残しを減らす「30・10運動*」など、県独自の広報・啓発活動を積極的に展開してきたところです。

これらの取組の成果として、一般廃棄物*・産業廃棄物ともに、数値目標である排出抑制・資源化率*の向上が図られています。

さらに、この間の新たな課題への対応として、平成30(2018)年7月に発生した西日本豪雨災害での経験を教訓に、災害廃棄物*の処理を円滑に行うための体制づくりに向けた市町村支援に取り組んできたほか、マイクロプラスチックによる海洋汚染が世界的な課題となる中、本県においても海ごみの問題に県下一丸となって対応していくため、令和2(2020)年4月、全市町村及び岡山県経済団体連絡協議会と共同して「おかやま海ごみクリーンアップ宣言」を行うとともに、同年12月には、瀬戸内海でつながる広島県、香川県、愛媛県及び海洋関係事業に深く関わる公益財団法人日本財団と協定を締結し、関係者が連携・協力して対策を進めることとしたところです。

今後は、これまでの取組をさらに進めるとともに、食品ロス*の削減など新たな課題にも重点的に取り組み、廃棄物の発生抑制や資源の循環的利用の促進等によって環境負荷を可能な限り低減する、循環型社会に転換していくことが必要です。



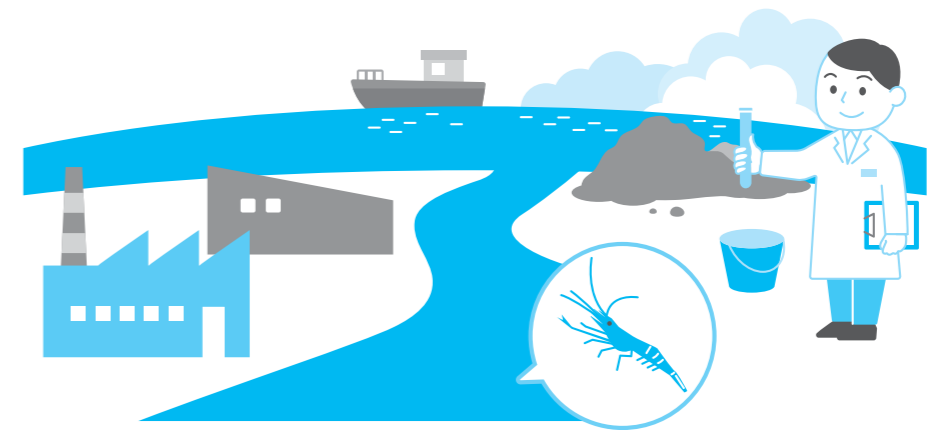
(3) 安全な生活環境の確保

大気・水・土壌などの汚染・汚濁は、県民の健康や生活環境に直接的な影響を及ぼすため、県では、これら環境の状況を継続的に監視し、環境基準*の達成状況等を確認しつつ、様々な施策に反映させています。また、工場等からの排出ガスや排出水が、法令に基づく排出基準に適合しているか立入検査などで確認し、必要に応じて改善指導を行うとともに、自動車排ガス対策や生活排水*対策などの啓発事業などにも取り組んでいるほか、環境放射線*の状況についても監視を行っています。

県内の環境の状況は、大気中の硫黄酸化物*や窒素酸化物*、主要河川の水質など、環境基準の達成率がほぼ100%となっているものがある一方で、微小粒子状物質(PM2.5)*や光化学オキシダント*、児島湖や瀬戸内海の水質など、環境基準の達成率が低いものも未だ

残っています。また、有害物質による土壌汚染や建築物中のアスベスト*などへの対応や、産業発展に伴う多様な化学物質の管理、瀬戸内海の栄養塩*の管理など、新たな課題もみられるところです。

こうした状況も踏まえ、県では、これまで実施してきた県民・事業者・行政等が連携・協働した取組に加え、メール配信による大気汚染情報の即時提供や稲わら等の野焼き*を減らすための農業団体と連携した啓発、児島湖の水質やイメージを改善させるための環境用水*の導入に向けた取組やテナガエビなどの生物を利用した水質浄化、民間団体と水産事業関係者が連携して取り組む瀬戸内海の藻場の再生など、新たな視点やアイデアも取り入れながら対策を進めているところですが、なお一層の効果的な施策の展開が求められています。



～住民理解のもとでの安全・安心な開発等～

環境問題の未然防止や解決などのためには、事業者と地域住民が、環境負荷やその低減に関する情報を共有し、対話を行うことによりお互いの理解を深めていくことが重要であり、「環境コミュニケーション*」の推進に取り組んでいるところです。

こうした観点にも立った本県独自の取組として、「太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例」を制定し、令和元(2019)年10月に施行しました。

再生可能エネルギー*である太陽光発電の導入拡大は、気候変動対策の有効策の一つですが、一方で、導入に当たっては、安全性の確保や環境保全の面での懸念も指摘されることです。こうしたことを踏まえ、条例では、事業者に対し、計画作成の初期段階から地域住民への十分な情報提供を行うことなどを求めており、県民の不安を解消し、安全で安心な生活の確保に配慮した太陽光発電の普及・拡大を図ることを、条例の目的としているものです。

(4) 自然と共生した社会の形成

本県の豊かな自然環境は、多くの野生生物を育むとともに、様々な公益的機能を有しており、人々に安らぎと潤いを提供しています。こうした豊かな自然環境は、県民共通の財産であり、より良い形で次代に引き継いでいくことが重要です。

特に、次代を担う子どもたちに自然とふれあう機会を提供することは重要であり、こうした機会につながる屋外レジャーは、新型コロナウイルス感染症の影響下における新たな生活様式にもマッチしており、改めて県民の関心やニーズが高まりつつあります。

また、近年、様々な人間活動が、かけがえのない自然環境に大きな負荷を与え、深刻な影響をもたらし、多くの野生生物の種が絶滅の危機に瀕している一方で、イノシシやニホンジカなど一部の野生鳥獣が増加し、農林水産業に大きな被害を与えています。

ツキノワグマについても、生息数の増加に

伴い、人里への出没が数多く報告され、県民の生活を脅かす事態も起きていることから、県民の安全・安心の確保を第一に、市町村等と連携し、住民への注意喚起や被害防除に努めながら、適切に対策を講じていく必要があります。

多様な生物によって構成される生態系は、県民に様々な恵みをもたらすとともに、すべての生物の生存基盤となっています。生物多様性を将来にわたって確保するとともに、安全・安心のもとで人と自然との共生関係を構築することが求められています。

県では、これまで、自然公園*の保護や、自然環境学習の推進、希少野生動植物の保護などに取り組んできたところですが、引き続き、自然公園など本県の豊かな自然を維持・保全するとともに、施設・設備の管理を適切に行いながらその魅力アップを図り、分かりやすい方法により情報発信していくことが重要です。



(5) 参加と協働による快適な環境の保全

環境保全の取組を進める上では、県民や事業者、関係団体、NPO*等の活動団体、行政など、あらゆる主体の積極的な関わりが欠かせません。

そのため、これまでも“参加と協働”の場の提供や、環境学習・環境教育を通じた意識の醸成などに取り組んできました。

また、「景観」の保全についても、住民の生活により近い市町村の主体的な取組を促すとともに、県民、企業等の参加のもとで、地域特性を生かした良好な景観の保全と形成、創造に努めています。

(6) 環境と経済が好循環する仕組みづくり

環境・経済・社会の諸課題は、密接に関連し合っており、環境の保全は、経済の成長や産業の振興を図りながら、同時に進められることが重要です。

そうした視点に立ち、県ではこれまでも、環境等関連分野において、産学官が連携して高機能・高付加価値な技術や環境負荷の少ない製品の開発等に取り組んできたほか、消費者が環境への負荷が少ない製品やサービスを積極的に選択することにより、需要や市場の拡大が図られ、その結果、環境ビジネス*が発展し、さらに環境改善が進むことを期待し、省エネ性能の高い製品の購入促進や、県内で生産されているリサイクル製品等の認定・周知を行うとともに、県自らも率先して再生品等の積極的な調達(グリーン調達*)に取り組むことで一層の普及拡大を図ってきたところです。

なお、今後、より効果的な施策を展開していく上では、いずれの項目においても、本県の地勢や地域の特性等を十分に踏まえるとともに、近隣県との連携など、広域的な視点も併せ持つことが重要であると考えています。

これらの取組のうち、特に、環境学習・環境教育については、小学校等への出前講座やエコツアー*の実施回数・参加者数が目標を上回るなど、高く評価されるとともに、継続して取り組むべきとの県民の意見も多く聞かれているところです。

さらに今後は、これまでの取組とともに、指導者の育成や関係者間のネットワークづくり、県民の関心の高い気候変動等に関する情報の発信などについても、より積極的に取り組むことが求められています。

また、森林資源を活かした木質バイオマス*の利活用促進や、環境保全型農業*の推進など、農林水産分野においても、環境への負荷を減らすための取組を進めており、業種や分野を問わず、環境保全の取組が広がりつつあります。

一方で、環境マネジメントシステム*の普及拡大など伸び悩んでいる取組もみられ、企業・事業者のより主体的・積極的な行動につながるよう、成功事例の紹介や関連情報の提供など、取組の工夫が課題となっています。

今後、環境経営*へのシフトなど世界の潮流も捉えつつ、環境と経済が両立する社会の構築に向け、さらなる意識の改革や効果的な施策の展開が必要です。

